

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 省略

2 省略

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款、第七款及び第十款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第七項及び第十一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第六項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第五十八条第二項及び第六項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第六項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、「同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」とする。

(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)

第八十一条の三 連結法人の連結事業年度の期間を第二十二条第一項（各事業年度の所得の金額の計算）の事業年度として前章第一節第二款から第十一款まで（各事業年度の所得の金額の計算）の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額（第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に益金の額となる金額に限る。以下この章において「個別益金額」という。）又は損金の額となる金額（第三十七条（寄附金の損金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に損金の額となる金額に限る。以下この章において「個別損金額」という。）は、別段の定めがあるものを除き、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 省略

(連結事業年度における寄附金の損金不算入)

第八十一条の六 連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、当該連結法人に係る

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)

第七十二条 同上

2 同上

3 第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第一節第三款、第四款、第七款及び第十款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第七項及び第十一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第六項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、同条第十七項中「確定申告書にこれら」とあるのは「中間申告書にこれら」と、「同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「中間申告書、確定申告書」とする。

(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)

第八十一条の三 連結法人の連結事業年度の期間を第二十二条第一項（各事業年度の所得の金額の計算）の事業年度として前章第一節第二款から第十一款まで（各事業年度の所得の金額の計算）の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額（第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に益金の額となる金額に限る。以下この章において「個別益金額」という。）又は損金の額となる金額（第三十七条（寄附金の損金不算入）の規定その他政令で定める規定を適用しないで計算した場合に損金の額となる金額に限る。以下この章において「個別損金額」という。）は、別段の定めがあるものを除き、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 同上

(連結事業年度における寄附金の損金不算入)

第八十一条の六 連結法人が各連結事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、当該連結法人に係る

連結親法人の当該連結事業年度終了時の連結個別資本金等の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・3 省略

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに第三十七条第四項に規定する寄附金の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が第一項の連結法人に係る連結親法人の当該連結事業年度終了時の連結個別資本金等の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

5・7 省略

（清算中の所得に係る予納申告）

第一百二条 内国普通法人等は、その清算中の各事業年度（残余財産の確定日の属する事業年度を除く。）の終了の日の翌日から二月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一・二 省略

三 当該事業年度中に残余財産の一部の分配又は引渡しをしている場合において、その分配又は引渡しに係る残余財産分配等予納申告書に記載すべき次条第一項第一号に掲げる金額があるときは、当該金額（当該事業年度中に二回以上残余財産の一部の分配又は引渡しをしている場合には、これらの分配又は引渡しに係る当該金額の合計額）に百分の三十（協同組合等については、百分の二十二）を乗じて計算した金額

四・六 省略

2 前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款、第四款、第七款及び第十款（課税標準の計算）（第四十二条から第五十条まで（圧縮記帳）、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十一項中「確定申

連結親法人の当該連結事業年度終了時の連結個別資本金等の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第四項において「連結損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・3 同上

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに第三十七条第四項に規定する寄附金の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該連結事業年度に係る連結損金算入限度額を超える場合には、当該連結損金算入限度額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

5・7 同上

（清算中の所得に係る予納申告）

第一百二条 内国普通法人等は、その清算中の各事業年度（残余財産の確定日の属する事業年度を除く。）の終了の日の翌日から二月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一・二 同上

三 当該事業年度中に残余財産の一部の分配をしている場合において、その分配に係る残余財産分配予納申告書に記載すべき次条第一項第一号に掲げる金額があるときは、当該金額（当該事業年度中に二回以上残余財産の一部の分配をしている場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）に百分の三十（協同組合等については、百分の二十一）を乗じて計算した金額

四・六 同上

2 前項第一号に掲げる課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款、第四款及び第七款（課税標準の計算）（第四十二条から第五十条まで（圧縮記帳）、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）を除く。）の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十一項中「確定申

「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第六項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十九条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「記載した確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書」と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書に当該」とする。

3 省略

（残余財産の一部分配等に係る予納申告）

第一百三条 内国普通法人等は、その清算中に残余財産の分配又は引渡しをしようとする場合において、その分配又は引渡しをしようとする残余財産の価額がその解散の時における資本金等の額（第九十三条第一項（解散による清算所得の金額の計算）に規定する連結事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書に当該」とする。

二・三 省略

2 前項の規定による申告書には、解散の時及び当該分配又は引渡しの時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（清算確定申告）

告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十六項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十九条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに第六十九条第十六項（外国税額の控除）中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「記載した確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書」と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書に当該」とする。

3 同上

（残余財産の一部分配に係る予納申告）

第一百三条 内国普通法人等は、その清算中に残余財産の分配をしようとする場合において、その分配をしようとする残余財産の価額がその解散の時における資本金等の額（第九十三条第一項（解散による清算所得の金額の計算）に規定する連結事業年度末解散の場合（以下この項において「連結事業年度末解散の場合」という。）には、連結個別資本金等の額。以下この項において同じ。）及び利益積立金額（連結事業年度末解散の場合には連結個別利益積立金額とし、その解散の時と同じ。）及び利益積立金額（既に残余財産の一部の分配又は引渡しをしている場合には、その分配の時と同じ。）の合計額（既に残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合には、その分配又は引渡しをした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、残余財産の全部の項目において同じ。）を超えるときは、残余財産の全部の分配又は引渡しをする場合を除き、分配の都度、その分配の日の前日までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その分配をしようとする残余財産の価額のうちその解散の時における資本金等の額及び利益積立金額の合計額を超える部分の金額

二・三 同上

2 前項の規定による申告書には、解散の時及び当該分配の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（清算確定申告）

第一百四条 清算中の内国普通法人等は、その残余財産が確定した場合には、その確定した日の翌日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一〇六 省略

2 省略

（残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付）

第一百六条 第百二条第一項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（清算中の予納額）

第一百八条 第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第三百三条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書を提出して納付すべき法人税は、第四百四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書を提出して納付すべき法人税の予納として納付されるものとする。ただし、第三百十九条（継続等の場合の法人税額の特例）の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（清算中の予納額の還付）

第一百十条 第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第三百三条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書を提出すべき内国普通法人等から当該申告書に係る清算確定申告書の提出があつた場合において、その清算確定申告書に第四百四条第一項第五号（清算中の予納額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国普通法人等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、その清算中の予納額で第三百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第三百六条（残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付）の規定による納定期限がその還付の日に最も近いものから順次前項の規定による還付金に達するまでさかのぼつて求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとし

第一百四条 清算中の内国普通法人等は、その残余財産が確定した場合には、その確定した日の翌日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一〇六 同上

2 同上

（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）

第一百六条 第百二条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（清算中の予納額）

第一百八条 第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第三百三条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書を提出して納付すべき法人税は、第四百四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書を提出して納付すべき法人税の予納として納付されるものとする。ただし、第三百十九条（継続等の場合の法人税額の特例）の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（清算中の予納額の還付）

第一百十条 第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第三百三条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書を提出すべき内国普通法人等から当該申告書に係る清算確定申告書の提出があつた場合において、その清算確定申告書に第四百四条第一項第五号（清算中の予納額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国普通法人等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、その清算中の予納額で第三百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第三百六条（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）の規定による納定期限がその還付の日に最も近いものから順次前項の規定による還付金に達するまでさかのぼつて求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとし

して政令で定めるところにより計算した金額の合計額を併せて還付する。

③ 前二項の規定による還付金については、還付加算金を附さないものとし、第一項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充當される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

4 省略

第四款 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例

第一百十一条 公益法人等が清算中に内国普通法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に解散したものとみなして、前三款の規定を適用する。

第一百十二条から第一百十七条まで 削除

(継続等の場合の清算所得の金額の特例)

第一百八条 清算中の内国普通法人等が、その残余財産の一部の分配又は引渡しをした後において、継続し又は合併により消滅した場合における第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額は、同条の規定にかかわらず、その分配又は引渡しにつき提出する残余財産分配等予納申告書に記載すべき第一百三条第一項第一号（残余財産の一部分配等に係る予納申告）に掲げる金額（その清算中に二回以上残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合には、これらの分配又は引渡しに係る当該金額の合計額）に相当する金額とする。

(継続等の場合の法人税額の特例)

第一百九条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合には、その内国普通法人等に対しその解散の日の翌日（清算中に公益法人等が内国普通法人等に該当することとなつた場合における当該内国普通法人等にあつては、その該当することとなつた日）から継続の日の前日又は合併の日の前日までの期間（以下この条において「清算期間」という。）に係る法人税として課する税額は、次の各号に掲げる法人税の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省略

二 清算所得に対する法人税 清算期間に係る残余財産分配等予納申告書に記載

て政令で定めるところにより計算した金額の合計額をあわせて還付する。

③ 前二項の規定による還付金については、還付加算金を附さないものとし、第一項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充當される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

4 同上

第一百十二条から第一百十七条まで 削除

(継続等の場合の清算所得の金額の特例)

第一百八条 清算中の内国普通法人等が、その残余財産の一部を分配した後において、継続し又は合併により消滅した場合における第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額は、同条の規定にかかわらず、その分配につき提出する残余財産分配予納申告書に記載すべき第一百三条第一項第一号（残余財産の一部分配に係る予納申告）に掲げる金額（その清算中に二回以上残余財産の一部の分配をした場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）に相当する金額とする。

(継続等の場合の法人税額の特例)

第一百九条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合には、その内国普通法人等に対しその解散の日の翌日から継続の日の前日又は合併の日の前日までの期間（以下この条において「清算期間」という。）に係る法人税として課する税額は、次の各号に掲げる法人税の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 同上

二 清算所得に対する法人税 清算期間に係る残余財産分配予納申告書に記載す

すべき第百三条第一項第一号（残余財産の一部分配等に係る予納申告）に掲げる金額（その清算期間中に二回以上残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合には、これらの分配又は引渡しに係る当該金額の合計額）

（青色申告）

第一百二十二条 省 略

2 前項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

一・二 省 略

三 残余財産分配等予納申告書

四 省 略

（青色申告の承認の申請）

第一百二十三条 省 略

2 前項の場合において、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当するとときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。

一・二 省 略

三 公益法人等（収益事業を行つていらないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日の属する事業年度 同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

一・二 同 上

（青色申告の承認の申請）

第一百二十四条 同 上

2 同 上

三 残余財産分配予納申告書
四 同 上

（青色申告）

第一百二十五条 同 上

2 同 上

三 内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行つていらないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日（以下この号において「設立等の日」という。）から前三号に規定する事業年度事業年度の翌事業年度 その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

四 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行つた場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第九号において同じ。）開始の日に当該当該設立等の日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

五 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行つた場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第八号において同じ。）開始の日に当該

分割型分割を行つた場合を除く。)における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

六省略
七省略
八省略
九省略

五六同上
七八同上
八同上

(青色申告の承認があつたものとみなす場合)

第一百一十五条 第百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日(当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過する日とし、同条第二項第五号又は第六号の内国法人についてはこれらの号に定める日とし、同項第七号又は第八号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれららの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とする。)までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

(清算確定申告に係る更正又は決定による清算中の予納額の還付)

第一百三十六条 第百二十二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)又は第一百三条第一項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人である普通法人又は協同組合等のその解散に係る清算所得に対する法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第一百四条第一項第五号(清算中の予納額の控除不足額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2 省略
3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、その清算中の予納額で第一百五条(清算中の所得に係る予納申告による納付)又は第一百六条(残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付)の規定による納期限がその還付の日に最も近いものから順次前二項の規定による還付金に達するまでさかのぼつて求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額をあわせて還付する。

(青色申告の承認があつたものとみなす場合)

第一百三十六条 第百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日(当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については当該事業年度開始の日以後六月を経過する日とし、同条第二項第四号又は第五号の内国法人についてはこれらの号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれららの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とする。)までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

(清算確定申告に係る更正又は決定による清算中の予納額の還付)

第一百三十六条 第百二十二条第一項(清算中の所得に係る予納申告)又は第一百三条第一項(残余財産の一部分配等に係る予納申告)の規定による申告書を提出すべき内国法人である普通法人又は協同組合等のその解散に係る清算所得に対する法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第一百四条第一項第五号(清算中の予納額の控除不足額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2 同上

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、その清算中の予納額で第一百五条(清算中の所得に係る予納申告による納付)又は第一百六条(残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付)の規定による納期限がその還付の日に最も近いものから順次前二項の規定による還付金に達するまでさかのぼつて求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額をあわせて還付する。

分割型分割を行つた場合を除く。)における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

六省略
七省略
八省略
九省略

五六同上
七八同上
八同上

4 前三項の規定による還付金については、還付加算金を附さないものとし、第一項又は第二項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充当される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

5 省略

(国内源泉所得)

第一百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一～三 省略

四 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事

業に帰せられるもののその他の政令で定めるもの

ハ 省略

二 省略

五～十一 省略

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)

第一百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十一条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）並びに第五款第五目（連結納稅の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第一百四十三条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、

第一百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

4 前三項の規定による還付金については、還付加算金を附さないものとし、第一項又は第二項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充当される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

5 同上

(国内源泉所得)

第一百三十八条 同上

一～三 同上

四 同上

イ 所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債のうち日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事

業に帰せられるもののその他の政令で定めるもの

ハ 同上

五～十一 同上

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)

第一百四十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第十款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）並びに第五款第五目（連結納稅の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第一百四十三条 外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第一百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の三十の税率を乗じて

2 前項の場合において、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）又は人格のない社団等の第一百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）又は人格のない社団等の第一百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3 事業年度が一年に満たない外国法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 省略

5 省略

6 省略

（申告、納付及び還付等）

第一百四十五条 省略

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項 (中間申告)	省略
（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併（被合併法人のすべてが収益事業を行つていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）によ	（第一百四十二条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度、同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人の第一百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業（以下

計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）又は人格のない社団等の第一百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3 外国法人である公益法人等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第一百四十二条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十二の税率を乗じて計算した金額とする。

4 事業年度が一年に満たない外国法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

5 同上

6 同上

（申告、納付及び還付等）

第一百四十五条 同上

2 同上

同上	同上
（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度	同上

第七十五条第一項 (確定申告書の提出期限の延長) 及	第七十四条第一項 (確定申告)						第七十二条第三項 (仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)	省略	り設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度
省略	省略	省略	省略	省略	省略	損失金の繰越しの要件) を除く	第七款及び第十款	省略	人的役務提供事業」という。)を国内において開始した日の属する事業年度又は当該普通法人の第四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第一百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日の属する事業年度
省略	省略	省略	省略	省略	省略	損失金の繰越しの要件) を除く 四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入) 及び第六十条の二(協同組合等の事業分量配当等の損金算入) を除く	及び第七款	省略	四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入) 及び第六十条の二(協同組合等の事業分量配当等の損金算入) を除く

同上	同上						同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	損失金の繰越しの要件) を除く 四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入) 及び第六十条の二(協同組合等の事業分量配当等の損金算入) を除く	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	損失金の繰越しの要件) を除く 四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入) 及び第六十条の二(協同組合等の事業分量配当等の損金算入) を除く	同上	同上	同上

				び第七十五条の二 第一項（確定申告 書の提出期限の延 長の特例）
第八十条第一項（ 欠損金の繰戻しに よる還付）	省略	省略	省略	
第一百二十二条第二 項第一号（青色申 告の承認の申請）	省略	省略	省略	

(青色申告)

第一百四十六条 省略

- 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

		同上	同上	同上
第一百二十二条第二 項第三号	内国法人である普 通法人若しくは協 同組合等の設立の 日、	同上	同上	同上
第一百四十二条第一 項第四号	内国法人である普 通法人若しくは協 同組合等の設立の 日、	内国法人である普 通法人若しくは協 同組合等の設立の 日、	内国法人である普 通法人若しくは協 同組合等の設立の 日、	内国法人である普 通法人若しくは協 同組合等の設立の 日、

(青色申告)

第一百四十六条 同上

収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行つてないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日	設立等の日	第百四十二条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずつてないものに限る。）に該当していなかった普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日
申告対象外国法人となつた日		第百四十二条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有することとなつた日

(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出)

第一百五十条 省 略

- 2 公益法人等（収益事業を行つていらないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 その納税地
 - 二 その事業の目的
 - 三 その該当することとなつた日
- 3 外国法人（人格のない社団等に限る。）は、第一百四十二条各号（外国人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた場合には、その有したこととなつた日以後二月以内に、第一項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載し

(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出)

第一百五十条 同 上

その設立の日	その該当することとなつた日、その開始した日若しくはその有することとなつた日	第百四十二条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日

た届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(帳簿書類の備付け等)

第一百五十三条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を行^う公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているもの及び連結法人を除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 省 略

第一百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条第一項（中間申告）（第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したも^の、第八十二条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十二条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、第一百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第一百三条第一項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

二・三 省 略

別表第一 公共法人の表（第二条関係）

記載した届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(帳簿書類の備付け等)

第一百五十三条の二 普通法人、協同組合等並びに収益事業を営む公益法人等及び人格のない社団等（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けているもの及び連結法人を除く。次項において「普通法人等」という。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 同 上

第一百六十二条 同 上

一 第七十二条第一項（中間申告）（第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したも^の、第八十二条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十二条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、第一百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第一百三条第一項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

二・三 同 上

別表第一 公共法人の表（第二条関係）

一 次の表に掲げる法人

医療法人（医療法）（昭）	一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	名 称	根 拠 法	省 略	日本中央競馬会	日本年金機構	名 称	根 拠 法
--------------	---------------------------	------------------------------------	-----	-------	-----	---------	--------	-----	-------

別表第一 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係）
一
次の表に掲げる法人

名 称	根 拠 法
-----	-------

二 前号の表に掲げる内国法人のうちいづれかのものの国外に源泉がある所得について法人税に相当する税を課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

同 上	同 上
同 上	同 上

同 上	同 上
同 上	同 上

和二十三年法律第二百五号) 第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)

	貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)	
学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法	学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	
省略	省略	省略	
企業年金基金	確定給付企業年金法	確定給付企業年金法	

同上							
同上							

国家公務員共済組合連
合会

国民健康保険組合
国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）

国民健康保険団体連合
会

国民年金基金
国民年金法

国民年金基金連合会

宗教法人

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

市街地再開発組合

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）

省略

省略

社会保険労務士会

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

同上

国家公務員の団体（法
人であるものに限る。）

国家公務員法（昭和二十一年法律第二百一十号）

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

同上

財団法人（民法第三十
四条（公益法人の設立
の規定により設立さ
れたものに限る。））

民法

社団法人（民法第三十
四条の規定により設立
されたものに限る。）

民法

同上

農業共済組合	省略	土地改良事業団体連合会	土地改良法	独立行政法人（別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剩余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	投資者保護基金	省略	中央職業能力開発協会	中央職業能力開発促進法	省略	金	省略
農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	省略			独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	金融商品取引法	省略	職業能力開発促進法	職業能力開発促進法	十一号）	地方公務員災害補償基	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）

同上	同上	同上	同上	独立行政法人（別表第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剩余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人（別表第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剩余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	同上	同上	同上	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	
同上	同上	同上	同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上

省略	名 称	農業協同組合連合会（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）	農業共済組合連合会
省略	根拠法	農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	農業協同組合法

別表第三 協同組合等の表（第二条関係）

同上	名 称	農業協同組合連合会（公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）	農業協同組合連合会（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）
同上	根拠法	同上	同上

二 前号の表に掲げる内国法人のうちいずれかのものの国外に源泉がある所得（収益事業から生ずる所得を除く。）について法人税に相当する税を課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

別表第三 協同組合等の表（第二条関係）

共済水産業協同組合連
合会

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一
二号）

漁業協同組合

漁業協同組合連合会

漁業生産組合（当該組
合の事業に従事する組
合員に対し給料、賃金
、賞与その他これらの
性質を有する給与を支
給するものを除く。）

商工組合（組合員に出
資をさせるものに限る。）

商工組合連合会（会員
に出資をさせるものに
限る。）

中小企業団体の組織に関する法律

商工組合（組合員に出
資をさせるものに限る。）

商工組合連合会（会員
に出資をさせるものに
限る。）

中小企業団体の組織に関する法律

農業協同組合	内航海運組合	省略	商店街振興組合	商店街振興組合連合会	省略	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第二百四十一 号）	商工組合連合会（会員 に出資をさせるものに 限る。）	商工組合（組合員に出 資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律	同上	同上	同上	同上
--------	--------	----	---------	------------	----	-------------------------------	----------------------------------	----------------------------	-----------------	----	----	----	----

同上	商工組合連合会（会員 に出資をさせるものに 限る。）	商工組合（組合員に出 資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律	同上	同上	同上	同上						
同上													

省略	農林中央金庫	農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対する給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	農業協同組合連合会（別表第二）の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたもの（除く。）
省略	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）		

同上	同上	農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対する給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	農業協同組合連合会（別表第二第一号の表の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたもの（除く。）
同上	同上		

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(贈与税の非課税財産)

第二十一条の三 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一・三 省略

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第三項(寄附金控除)に規定する特定公益信託(以下この号において「特定公益信託」という。)で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして、若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定するものから交付される金品で財務大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

五・六 省略

(贈与税の非課税財産)

第二十一条の三 同上

一・三 同上

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第三項(寄附金控除)に規定する特定公益信託(以下この号において「特定公益信託」という。)で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして、若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定するものから交付される金品で財務大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

五・六 同上

(特別の法人から受ける利益に対する課税)

第六十五条 持分の定めのない法人(持分の定めのある法人で持分を有する者がないものを含む。次条において同じ。)で、その施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事、監事若しくは評議員、当該法人に対し贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族その他これららの者と前条第一項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺贈があつた場合には、次条第四項の規定の適用がある場合を除くほか、当該財産の贈与又は遺贈があつた時において、当該法人から特別の利益を受けた者が、当該財産(第十二条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産を除く。)の贈与又は遺贈により受ける利益の価額に相当する金額を当該財産の贈与又は遺贈をした者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。

2 第十二条第二項の規定は、前項に規定する持分の定めのない法人が取得した同条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産について第十二条第二項に規定する事由がある場合について準用する。

3 前二項の規定は、第一項に規定する持分の定めのない法人の設立があつた場合において、同項の法人から特別の利益を受ける者が当該法人の設立により受ける利益について準用する。

(特別の法人から受ける利益に対する課税)

第六十五条 法人税法第一条第六号(定義)に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人で、その施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事若しくは監事、当該法人に対し贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族その他これららの者と前条第一項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺贈があつた場合には、第六十六条第四項の規定の適用がある場合を除くほか、当該財産の贈与又は遺贈があつた時において、当該法人から特別の利益を受けた者が、当該財産(第十二条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産を除く。)の贈与又は遺贈により受ける利益の価額に相当する金額を当該財産を贈与又は遺贈した者から贈与又は遺贈により取得したものとみなす。

2 第十二条第二項の規定は、前項に規定する法人が取得した同条第一項第三号又は第二十一条の三第一項第三号に掲げる財産について第十二条第二項に規定する事由がある場合について準用する。

3 前二項の規定は、第一項に規定する法人の設立があつた場合において、当該法人から特別の利益を受ける者が当該法人の設立により受ける利益について準用する。

4 第一項の法人から特別の利益を受ける者の範囲、法人から受けける特別の利益の内容その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(人格のない社団又は財団等に対する課税)

第六十六条 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。

3 省略

4 前三項の規定は、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの人と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不适当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは、「持分の定めのない法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは、「持分の定めのない法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と読み替えるものとする。

5 第一項（第一項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある

場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

6 第四項の相続税又は贈与税の負担が不适当に減少する結果となると認められるか

(人格のない社団又は財団等に対する課税)

第六十六条 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合（その提供に係る財産の価額が法人税法の規定によりその提供を受けた者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）について準用する。

3 同上

4 前三項の規定は、法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの人と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不适当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは、「法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

5 第一項（第一項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある

場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

6 第四項の相続税又は贈与税の負担が不适当に減少する結果となると認められるか

否かの判定その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

(非課税)

第六条 省略

2 公益法人等が有する土地等については、当該公益法人等には、地価税を課さない。ただし、次に掲げる土地等については、この限りでない。

一 省略

二 いづれの者の業務の用にも供されていない土地等(以下この号において「未利用地」という。)で、当該公益法人等によるその取得の日又は当該公益法人等の業務の用に供されなくなった日(以下この号においてこれらの日を「特定日」という。)以後課税時期まで少なくとも一年以上引き続き未利用地であるもの(イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める未利用地を除く。)

イ 当該公益法人等が、当該未利用地を当該課税時期から当該課税時期以後三年(政令で定める規模以上の面積の土地を必要とする業務目的の用に供する未利用地にあっては、五年)を経過する日までの期間(以下この号において「供用計画期間」という。)内にその業務目的の用に供することが確実であると認められることにつき当該公益法人等に係る主務官庁(その権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この号において同じ。)の確認を受けて、財務省令で定めるところにより当該未利用地にあっては、五年)を経過する日までの期間(以下この号において「供用計画期間」という。)内にその業務目的の用に供することが確実であると認められることにつき当該公益法人等に係る主務官庁(民法第八十四条の二(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)その他の法令の規定により当該主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この号において同じ。)の確認を受けて、財務省令で定めるところにより当該主務官庁が確認したことを証する書類を納税地を所轄する税務署長に届け出た場合(特定日以後既に当該未利用地に届け出をした場合(特定日以後既に当該未利用地につきこの号の規定による届出をした場合を除く。)当該公益法人等が当該供用計画期間内に含まれる課税時期において有する当該未利用地

(非課税)

第六条 同上

2 同上

一 同上
二 同上

イ 当該公益法人等が、当該未利用地を当該課税時期から当該課税時期以後三年(政令で定める規模以上の面積の土地を必要とする業務目的の用に供する未利用地にあっては、五年)を経過する日までの期間(以下この号において「供用計画期間」という。)内にその業務目的の用に供することが確実であると認められることにつき当該公益法人等に係る主務官庁(民法第八十四条の二(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)その他の法令の規定により当該主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この号において同じ。)の確認を受けて、財務省令で定めるところにより当該主務官庁が確認したことを証する書類を納税地を所轄する税務署長に届け出た場合(特定日以後既に当該未利用地に届け出をした場合(特定日以後既に当該未利用地につきこの号の規定による届出をした場合を除く。)当該公益法人等が当該供用計画期間内に含まれる課税時期において有する当該未利用地

口 省略
3~8 省略

別表第一(第六条関係)

一~二十 省略

二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土地等

別表第一(第六条関係)
一~二十 同上
二十一 同上
イ 同上

口 公益社団法人又は公益財團法人（以下この号において「公益社団法人等」という。）が飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第五条第一項（飼料の売渡）の規定により政府から売り渡された同法第二条（定義）に規定する輸入飼料で飼料の安定的供給を確保するために備蓄するもの又は公益社団法人等が大豆及び大豆関連製品の需給の安定を図るために備蓄する大豆を保管するための穀物用サイロに係る施設

ハ 省 略
二十二～二十四 省 略

口 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人（以下の号において「公益法人」という。）が飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第五条第一項（飼料の売渡）の規定により政府から売り渡された同法第二条（定義）に規定する輸入飼料で飼料の安定的供給を確保するため備蓄するもの又は公益法人が大豆及び大豆関連製品の需給の安定を図るために備蓄する大豆を保管するための穀物用サイロに係る施設

ハ 同 上
二十二～二十四 同 上

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一〇十三 省 略

十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第 四十九号)第九条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは

十四条、第三十四条関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

一〇十三 省 略

二十四 会社又は外国会社の商業登記(保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定によつてする一般社団法人(公益社団法人を除く。以下この号において同じ。)及び一般財団法人(公益財団法人を除く。以下この号において同じ。)の登記を含む。)

〔一〕 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下この号において「一般社団法人等」という)

(非課税登記等)

第五条 同 上

一〇十三 同 上

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条第一項(名称等)又は第二十九条第五項(公益認定の取消し)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは

十四条、第三十四条関係)

一〇十三 同 上

二十四 会社又は外国会社の商業登記(保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定によつてする中間法人の登記を含む。)

〔一〕 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く。)
--

。) につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く。)

イ 省略

ロ 合名会社若しくは合資会社又は一般社団法人等の設立の登記

ハ 合同会社の設立の登記(ホ及びトに掲げる登記を除く。)

省略

申請件数
一万円
千分の七

省略
一件につき六

省略
一万円
千分の七

イ 同上
ロ 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立の登記(ホ及びトに掲げる登記を除く。)

ハ 合同会社又は有限責任中間法人の設立の登記(ホ及びトに掲げる登記を除く。)

同上
同上

同上
同上

資本金の額又は基金(代替基金を含む。
以下この号において同じ。)
の総額(同上)

資本金の額又は基金(代替基金を含む。
以下この号において同じ。)
の総額(同上)

同上
同上

二 株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記(ヘ及びチに掲げる登記を除く。)

(これによつて計算した税額
が三万円に満たないときは、
申請件数一件につき三万円)
資本金の額
千分の一・五

(これによつて計算した税額
が六万円に満たないときは、
申請件数一件につき六万円)
増加した資本
千分の七

二 株式会社若しくは合同会社の資本金又は有限責任中間法人の基金の増加の登記(ヘ及びチに掲げる登記を除く。)

増加した資本
金の額又は基金の総額
(同上)

同上
同上

ホ 新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社又は合同会社の設立の登記

(新設合併に
より消滅した
会社又は組織
種類の変更を
した会社の当
該新設合併又
は組織変更若
しくは種類の
変更の直前に
し)

二 株式会社若しくは合同会社の資本金又は有限責任中間法人の基金の増加の登記(ヘ及びチに掲げる登記を除く。)

増加した資本
金の額又は基金の総額
(同上)

同上
同上

ホ 新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社又は合同会社の設立の登記

(新設合併に
より消滅した
会社又は組織
種類の変更を
した会社の当
該新設合併又
は組織変更若
しくは種類の
変更の直前に
し)

二 株式会社若しくは合同会社の資本金又は有限責任中間法人の基金の増加の登記(ヘ及びチに掲げる登記を除く。)

増加した資本
金の額又は基金の総額
(同上)

同上
同上

同上
同上

おける資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七)

(これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)

へ 吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記

増加した資本
金の額
申請件数一件につき三万円)
千分の一・五
(吸収合併により消滅した会社の当該吸収合併の直前における資本
金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七)

(これによつて計算した税額

へ 吸収合併による株式会社若しくは合同会社の資本金又は有限責任中間法人の基金の増加の登記

増加した資本
金の額又は基

(同上)

類の変更の直前における資本金の額又は基金の総額として財務省令で定めるものを超える資本金の額又は基

金の総額
千分の一・五
(吸収合併により消滅した会社又は中間法人の当該吸収合併の直前における資本
金の額としては財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七)

(同上)

が三万円に満たないときは、
申請件数一件につき三万円)

トヌ省略
ル 支店又は従たる事務所の設置の登記

ヲ 本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記

省略
支店又は従たる事務所の数
一箇所につき六万円

本店若しくは主たる事務所
又は支店若しくは従たる事務所の数
一箇所につき三万円

本店若しくは主たる事務所
又は支店若しくは従たる事務所の数

ワ 取締役会、監査役会若しくは委員会又は理事会に関する事項の変更の登記

申請件数
申請件数
一件につき三万円

申請件数
申請件数
一件につき三万円

力 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監

查人、委員会の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事

、監事、代理理事若しくは評議員に

関する事項の変更（会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の代表に

関する事項の変更を含む。）の登記

ヨ 省略

省略
申請件数

省略
一件につき三万円

タ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは委員会の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事、監事、代理理事若しくは評議員の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記

レ 省略
記

トヌ同上

ル 支店の設置の登記
ヲ 本店又は支店の移転の登記

同上
本店又は支店の数

同上
本店又は支店の数

同上
同上

レ省略

ソ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記	ソ 会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記
ツ 会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	ツ 会社若しくは中間法人の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは中間法人の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは中間法人の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記

申請件数	申請件数
一件につき三万円	一件につき三万円

省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略

ソ 会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記	ソ 会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記
ツ 会社若しくは中間法人の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは中間法人の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは中間法人の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	ツ 会社若しくは中間法人の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは中間法人の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは中間法人の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上